

中央区生活交通改善プランの計画期間延長について

令和5年度からの「中央区生活交通改善プラン（後期計画）」については、上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン（後期）実施計画」、および「新潟市地域公共交通網形成計画」に基づき策定する必要があるが、その策定において、新型コロナウイルスによる影響調査を実施する必要があることから、策定作業に通常以上の期間を要している。



したがって中央区では・・・

- ・中央区生活交通改善プラン（後期計画）の検討時間を十分に確保し、かつ上位計画に即した効果的な計画とするため、現行の改善プランの計画期間を令和5年度まで延長する。
- ・令和5年度に実施する事業内容は、令和6年度からの後期計画を見据え、令和4年度の事業をベースに決定するものとする。

<参考>

| 年度 | 平成31年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和9年 (2027) | 令和10年 (2028) |
|--------------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| にいがた都市交通戦略プラン実施計画 | 前期計画 | | | | 後期計画 | | | | | |
| 新潟市地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画) | 現行計画 | | | | 次期計画 | | | | | |
| 中央区生活交通改善プラン | | 現行プラン | | | 延長 | 次期プラン | | | | |